

## 📌 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

「アベノミクス」と同時に世間の関心を集めたのが日銀、つまりは日本銀行です。「日本銀行を知る・楽しむ」サイトでは、日銀の業務や仕組み、金融政策だけではなく、お金の豆知識なども公表されており、読み物として秀逸です。同サイトは、これからの経営を考える一助となると考えており、ご興味のある方は是非ご覧下さい。

「日本銀行を知る・楽しむ」  
<http://www.boj.or.jp/announcements/education/index.htm/>

## TFG共栄会「異業種交流会&経営戦略セミナー」を開催！

去る4月22日、恒例のTFG共栄会・研究部会が、ホテル日航大阪で開催され、第1部では元内閣府審議官・鈴木講師を招聘して2013年度の経済展望を語っていただきました。

「…厳しい事業環境下、今日まで経営者として生き残ってこれ、繰り返し行っている当会のセミナー等に、今回もそうですが、熱心にご参加されておられることについて、深甚なる敬意を抱いております…」旨の藤原会長挨拶で始まり、予定通り盛況裡に進行、池田社長の一本締めで散会しました。



## 小さくても勝てる！経営セミナー・シリーズ

— 7月セミナーのご案内 —

テーマ 「計画を作ることは、未来を作ること」～戦略経営計画の実践～

- 日 時：平成25年7月26日(金) 午後2時～4時
- 場 所：大阪産業創造館6F 会議室D (受講料：1,000円)

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

—— 起業・革新・ベンチャー支援 … T&FG Group

TFG 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFGニュース編集担当 谷風行寛

中小企業の健全性支援マガジン (毎月1日発行)

BUSINESS ONE POINT

**TFG** ニュースレター

2013.5 No. 261

健全性支援実績No.1を目指す！

T&FG Group  
**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL (06) 6538-0872 (編集担当 谷風)  
e-mail [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

## 今月のコンテンツ

[ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 経営革新等支援機関について
  - II. 教育資金の一括贈与に関する非課税措置について
  - III. 中小企業関連の税制改正について
- § 春の例会の御礼と次回セミナーのご案内

[ 今月のトピックス ]

- ・中小企業庁・国税庁情報コーナー
- ・経営指標解説コーナー
- ・経済産業省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

## I. ご存知ですか？ 経営革新支援機関

— 経営改善計画の策定支援事業などについて —

中小企業の経営課題は多様化・複雑化してきており、その課題解決の鍵を握るのは、財務や会計などの専門的な知識を有するプロフェッションの支援に基づいた事業計画の策定などを通じた経営改善です。これらを支援する事業を通じて、中小企業の経営力を強化する目的で中小企業経営力強化支援法が施行されています。なお、中小企業の事業計画の策定などを支援する担い手には、中小企業経営や企業金融に関する実務経験や実施体制など、一定レベル以上の認定基準を満たす意欲的な機関を国が認定しています。これが経営革新等支援機関であり、私共も認定されております。経営革新等支援機関が関与することを要件として、様々な支援制度が創設されており、中小企業にとって役立つものが多いことから、下記に主要な制度について解説致します。

### ■ 経営改善計画の策定支援事業

過大な借入や返済負担など、財務上の問題を抱えている中小企業などを対象として、経営改善計画の策定を経営革新等支援機関が支援した場合、その経営改善計画書の策定費用やモニタリング費用などの大部分を国が補助する制度が創設されており、一定の要件を満たす場合、私共が策定する経営改善計画書の策定費用などについても、国の補助制度を利用できますので、お気軽に御相談下さいませ。

### ■ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について

商業・サービス業・農林水産業活性化税制とは、これら事業を営む中小企業が、経営革新等支援機関や商工会、商工会議所などのアドバイスを踏まえて、1台60万円以上の建物付属設備、又は1台30万円以上の器具・備品を取得した場合に、その取得価額の30%の特別償却又は、7%の税額控除の有利な方を選択適用できる制度です。

### ■ 経営革新等支援機関が関与する融資制度について

<経営支援型経営セーフティネット貸付>

社会的な要因による一時的な業況悪化によって資金繰りが著しく厳しい、又は厳しくなる可能性がある企業が経営革新等支援機関の支援を受ける場合には、最大で0.4%金利が優遇されます。

<中小企業経営力強化資金及び中小企業経営力強化保証>

経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等によって、市場の開拓等を行おうとしている会社が経営革新等支援機関の指導や助言を受けている場合、基準利率の0.4%の金利が優遇される中小企業経営力強化資金があり、また信用保証協会でも同様に、経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定している等の場合、概ね0.2%の金利が優遇される中小企業経営力強化保証があります。

## 中小企業庁情報コーナー

### ■ 第131回中小企業景況調査について

中小企業景況調査とは、中小企業の業況や売上及び経常利益などについて、4半期毎に実施されている全国の約19千社を対象にした統計調査のことで、第131回の2013年1月-3月期に係る景況調査が公表されており、全産業の業況判断DIはマイナス幅が縮小し、かつ製造業、非製造業についてもマイナス幅が減少している点、及び全産業の資金繰りDI、長期資金借入難易度DI、短期資金借入難易度DIのマイナス幅が縮小している点から、同調査では、「中小企業の業況は持ち直しの動きが見られる。」と総評されています。

## 国税庁情報コーナー

### ■ 平成23年度分「会社標本調査」調査結果について

会社標本調査とは、昭和26年から毎年実施されている統計調査で、法人数を資本金階級別に累年比較した統計や株式会社や合名会社などの組織別法人数、利益計上法人数及び欠損法人数などの統計から成立しています。なお、平成23年分の法人数は約257万社で前年比0.3%の減少、株式会社の組織が全体の96.3%を占め、欠損法人割合は全体の72.3%、つまり約3/4が赤字となっています。なお、料理飲食旅館業の欠損法人の割合は83.7%に上るなど、全業種区分の中で最も欠損法人の割合が多くなっています。

## 経営指標解説コーナー

### ■ 買入債務回転期間とは

買入債務とは、買掛金と支払手形の合計額のことをいい、仕入先や取引先に対する債務のことです。そして売上高を買入債務で割り365(日)を掛けて算出したものが買入債務回転期間であり、この買入債務を支払うために何日分の売上高が必要かを見る指標です。つまりは支払サイト及び資金繰りを見る指標とすることができます。なお、支払サイトが長いということは、資金調達コストを軽減できるので、同指標の期間が長ければ長いほど良い経営状態だと判断しがちですが、同指標が60日を超えているような場合には、資金繰りが厳しいことが原因で支払いを猶予してもらっている可能性があり、また経年で同指標が短くなっていく傾向になる場合には、信用状態が悪化し、厳しい支払い条件を求められている可能性があるため、銀行などは判断します。ここで大事

### ■ 設備投資額が増加した場合の特別償却又は特別税額控除の創設

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内で取得等をした生産等の設備で、その事業年度の終了する日までに保有するものの取得価額の合計額が一定の金額を超え、その設備を事業に使用した場合には、その取得価額の100分の30相当額の特別償却と100分の3相当額の特別税額控除の有利な方を選択適用できる制度が創設されています。

### ■ 雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度の改定

雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、特別税額控除の適用を受けることができる金額は現行の基準雇用者数1人当たり20万円から40万円に引き上げられます。また、基準雇用者数の計算から高年齢雇用者を除外するなど、適用要件も緩和されます。

### ■ 経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の創設

経営革新等支援機関及びこれに準ずる企業等から、経営改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書面の交付を受けた中小企業が、平成25年4月1日から平成27年3月31日の間に、経営改善設備等を取得して指定事業のために使用した場合、一定の要件を満たす中小企業については、その取得価額の100分の30相当額の特別償却と100分の3相当額の特別税額控除の有利な方を選択適用できる制度が創設されています。

### ■ その他の改正

試験研究費の総額に係る特別税額控除制度、特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る特別税額控除制度について、平成25年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する各事業年度で適用を受けることができる税額控除限度額が、当期税額の100分の30相当額に引き上げられています。

## 経済産業省情報コーナー

### ■ 「事業戦略対応まとめ審査」の開始について

特許や商標などの知的財産の包括的な取得を目的として、各企業の事業展開に合わせて、国内外の複数の知的財産を審査・権利化する制度「事業戦略対応まとめ審査」が開始されました。従来は、技術的に関連する技術群として特許などを審査されていましたが、今後は事業の背景や技術間の繋がりを理解し、事業の展開に合わせたタイミングで審査・権利化されることとなります。結果として、事業展開に必要な特許などを網羅的に権利化することができるようになります。

## 経済産業省情報コーナー

### ■ 中小企業取引ホットラインの設置について

中小企業や小規模事業者が取引上の様々な悩みを相談できる「中小企業取引ホットライン」が設置されています。これは主に消費税の引き上げを見据えた親会社の下請け業者に対する買ったたきなど、下請代金法に違反する取引の問題を直接電話で相談できるものです。なお、電子メールによる相談については「中小企業取引目安箱」が設置されています。

なことは正当な理由なく、同指標が長すぎたり、短すぎる場合には、資金繰りが厳しく、信用状態が悪化していると判断されてしまう可能性がありますので、ご注意下さい。

## II. 気になる詳細が明らかになりました

### — 教育資金の一括贈与に関する非課税措置について —

新聞やテレビで報道されていますので、ご存知の方も多いと思いますが、相続税の基礎控除が引き下げられるとともに、税率構造の改定によって最高税率が引き上げられます。結果として、今まで相続税を払わなくても済んでいた方も、課税対象になってしまうので、贈与や相続に対する関心が高まっており、新しく創設された教育資金を贈与した場合に贈与税を一定金額まで非課税にできる措置に対して、注目が集まっています。その気になる詳細が明らかになりましたので、以下に解説致します。

#### ■ 教育資金の贈与に関する原則

夫婦や親子、直系血族、兄弟姉妹などの扶養義務者から日常の生活費や教育費に充てるために贈与された財産で、通常必要と認められる分については、原則として非課税とすることができます。つまり、贈与を受けた教育資金は原則的に非課税が原則です。ただ、ここで注意しなければならないのは、日常の生活費や教育費について、その必要が生じた都度、直接支払われる場合は非課税になりますが、教育費名目で贈与を受けた場合であっても、その財産を預金したり、株式の購入に充てた場合には、非課税とはならず、贈与税の対象になる点です。この原則に当てはめると、教育資金を一括で贈与を受けた場合というのは、非課税にならず、課税されるというのが原則ということになります。そこで、創設されたのが教育資金の一括贈与に関する贈与税の非課税措置で、一括して教育資金の贈与を受けた場合であっても、一定の要件を満たすときには非課税にできる制度です。

#### ■ 教育資金の一括贈与に関する贈与税の非課税措置の概要

この非課税措置は、直系尊属である父母や祖父母、曾祖父母から教育資金を一括して贈与を受けたとしても、贈与を受ける者1人当たり1,500万円まで非課税とできる措置です。なお、贈与を受ける者が30歳になった時点で、教育のために払い出した教育資金支出とその残額を精算し、教育資金支出は非課税となりますが、その残額については30歳時点で贈与されたものとして贈与税がかかることとなります。つまり、この非課税措置は実質的に贈与税の課税を繰り延べる特例ということもできます。

#### 〈手続きについて〉

同措置の適用を受けるためには、平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に、教育資金管理契約に基づいて、信託受益権を付与された場合や書面による贈与により取得した金銭等で銀行に預入、証券会社等で有価証券を取得して、教育資金口座を開設し、教育資金非課税申告書を金融機関の営業所等を経由して、納税地の税務署に提出することで、贈

与税が非課税になります。

#### 〈教育資金について〉

教育資金を支出した場合、その支出した領収書等を提出する必要があります。その提出された領収書に基づいて、教育資金を管理している金融機関は、教育資金支出等を記録することとなります。なお、教育資金の範囲ですが、入学金や授業料、及び教材費や修学旅行費、学校給食費などの教育に伴って必要な費用、教養の向上に資する役務提供や指導の対価として支払う学習塾、水泳・ピアノなどの習い事に関する費用についても、社会通念上相当と認められる部分については、教育資金として認められます。なお、教育資金以外の目的で払出した場合、その払い出した金額は30歳時点で精算する際に、贈与税の対象となりますので、注意が必要です。

この非課税措置を有効に活用することができれば、相続税対策を行うことができます。相続税の基礎控除引下げで課税対象となる方などは、是非、活用をご検討下さいませ。

### Ⅲ. 本年の税制改正に係る中小企業と関連が深い項目

#### — 交際費や設備投資、雇用関係の改正等について —

本年の税制改正では、相続税や贈与税の税率構造の見直しや基礎控除の改定など、資産税関係の大きな改正項目に注目が集まっている感があり、中小企業に関連する税制改正の項目は影が薄くなっています。しかし、中小企業と関連が深い項目においても、交際費等の損金不算入制度の定額控除限度額の引き上げや雇用者の給与が増加した場合の特別税額控除の創設、経営改善設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除の創設など、大きな改正が行われており、知らないと損することがありますので、各項目を解説致します。

#### ■ 交際費等の損金不算入制度における定額控除限度額の引き上げ

交際費等の損金不算入制度における中小法人に関する損金算入制度について、現行の定額控除限度額600万円が、800万円に引き上げられると共に、現行は定額控除限度額に達するまでの金額の100分の10相当額を損金に算入できませんでしたが、今後は定額控除限度額に達するまでの全額を損金に算入することができます。

#### ■ 給与等の支給額が増加した場合の特別税額控除の創設

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において、国内の雇用者に支給する雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した雇用者給与等支給増加額金額が、一定の要件を満たす場合、その増加額の100分の10相当額の特別税額控除ができる制度が創設されています。但し、雇用促進税制とは併用することができず、選択適用となります。